

令和8年度

業務設計書（公示用）

業務名：第一伏籠橋ほか2橋基本検討業務

令和8年（2026年）10月

札幌市 建設局 土木部

業務説明書

1. 概要

本業務は、第一伏竜橋及びみどり橋（60）について、道路橋定期点検により状態を把握した施設の健全性を改善するために、措置方法の比較検討を行う。また、あいの里・福移跨線橋（上）については、床版防水の状況について詳細調査を行い、その結果に基づいて橋梁全体の健全性を診断するとともに、床版防水に係る補修設計を行う。

2. 場所 札幌市北区篠路2条8丁目ほか

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 9年 3月19日までとする。

4. 図面 なし

5. 仕様書 特記仕様書による

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名	第一伏竜橋ほか2橋基本検討業務
-----	-----	-----------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

第一伏籠橋ほか2橋基本検討業務

特記仕様書

令和8年（2026年）10月

札幌市 建設局 土木部 道路維持課

1 役務名

第一伏籠橋ほか2橋基本検討業務

2 履行期間

契約締結日から令和 9年（2027 年）3月19日まで

3 場所

位置図（別紙1）のとおり

4 対象施設

以下の施設を対象とする。諸元等詳細は（別紙2）のとおり

No	施設名	橋長(m)	所在
1	第一伏籠橋	16.4	札幌市北区篠路2条8丁目
2	みどり橋（60）	4.7	札幌市南区中ノ沢1812番地先
3	あいの里・福移跨線橋（上）	485.3	札幌市北区あいの里2条7丁目

5 目的

本業務は、第一伏籠橋及びみどり橋（60）について、道路橋定期点検により状態を把握した施設の健全性を改善するために、措置方法の比較検討を行い方針決定の基礎資料とする目的である。また、あいの里・福移跨線橋（上）については、床版防水の状況について詳細調査を行い、その結果に基づいて橋梁全体の健全性を診断するとともに、床版防水に係る補修設計を行い、舗装路面の状態を改善することを目的とする。

6 基準

以下の基準等に基づき業務を進めることとする。

- (1) 札幌市橋梁長寿命化修繕計画〔2025－2029〕
- (2) 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、歩道施工ガイドライン、札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領
- (3) 札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドライン
- (4) 札幌市橋梁長寿命化実施設計手順書(案)
- (5) 道路設計要領 北海道開発局
- (6) 道路事業設計要領 北海道建設部
- (7) その他技術図書など

7 業務内容

(1) 概要

項目	概要
A 第一伏籠橋	当該橋梁は、令和6年度の点検結果を踏まえて、橋梁の補修、補強、ダウンサイジング、架替についてライフサイクルコストを勘案して比較検討し、詳細設計の方針を定めるものである。
橋梁予備設計	・設計計画 ・設計計算 ・設計図 ・概算工事費算出 ・照査 ・報告書作成 ・橋梁形式比較一覧表の作成 ・地震時保有水平耐力法による耐力照査 ・関係機関協議資料作成

項目	概要
B みどり橋(60)	当該橋梁は、既設橋部と拡幅部で構成されているRC床版橋である。令和5年度の点検結果を踏まえて、令和8年度に拡幅部の上部構造の撤去を行い、工事完了後は既設部での供用を予定している。予備設計は撤去後の復旧またはダウンサイジングによる補修、架替についてライフサイクルコスト等を勘案して比較検討し、詳細設計の方針を定めるものである。
橋梁予備設計	・設計計画 ・設計計算 ・設計図 ・概算工事費算出 ・照査 ・報告書作成 ・橋梁形式比較一覧表の作成 ・関係機関協議資料作成
C あいの里・福移跨線橋（上）	当該橋梁は、舗装の損傷が著しく、防水層の損傷が疑われることから、舗装開削調査により状態を把握して、必要に応じて定期点検の結果を見直し、補修設計を行うものである。
一般調査	・舗装開削調査
健全性診断	・健全性の診断 ・診断調書作成
橋梁補修設計 （床版防水工）	・設計計画 ・設計図 ・概算工事費算出 ・数量計算 ・照査 ・報告書作成
D 共通	
現地踏査	・現地踏査
打合せ	・打合せ

（２）内容

項目	内容等
1 橋梁予備設計	
設計計画 ・設計計画 ・設計条件の確認 ・橋梁形式比較案の選定 ・基本事項の検討	業務の目的・主旨を把握したうえで設計図書に示す業務内を確認し、業務計画書を作成する。 設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理する。 橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、担当職員と協議のうえ、設計する比較案3案以上の選定を行う。 設計を実施する橋梁形式比較案に対して、構造特性（安定性、耐震性、走行性）・施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）・経済性・維持管理（耐久性、管理の難易性）・環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）等の事項を標準として技術的検討を行う。
設計計算	上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面

	検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、震度法により、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行う。
設計図	橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか、土質柱状図の記入を行う。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。また、既設構造物及び計画等との位置関係がわかる寸法を記入する。
概算工事費算出	受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算数量を算出し、それを基に概算工事費を算定する。
照査	照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出する。 ①基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ②一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ④設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
報告書作成 ・報告書作成 ・橋梁形式比較一覧表の作成	設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計計算書等・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成を行う。なお、設計条件・橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由・道路、河川の交差条件・主要部材の概略数量・概算工事費・主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果・橋梁形式比較一覧表・詳細設計に向けての必要な調査、検討事項について解説し、取りまとめて記載した設計概要書の作成を行う。 橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表の作成を行う。橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、「基本事項の検討」において実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示する。
地震時保有水平耐力法による耐力照査	道路、河川の交差条件等において橋台の位置を決定するにあたり、躯体の寸法、支間割及び支承条件等は建築限界、河川条件、河積阻害率等と密接に関係するため、諸条件のポイントとなる橋台について地震時保有水平耐力法による耐力照査を行う。
関係機関協議資料作成	関係機関との協議用資料、説明用資料作成を行う。
2 一般調査	
舗装開削調査（詳細調査）	防水層が有効な状態か、床版上面の異常の確認を目的とし、舗装の研りおよび復旧を行う。詳細な位置や箇所数については監督員と協議を行うこと。
3 健全性の診断	
健全性の診断	開削調査の結果を基に橋梁全体の健全性の診断を行う。
診断調書の作成	診断の結果を反映した診断調書を作成する。

4 橋梁補修設計	
設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえで設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。
設計図	一般図（平面図、床版防水工図）を作成する。作成にあたっては、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等の情報について記入する。
概算工事費算出	受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算数量を算出し、それを基に概算工事費を算定する。
照査	照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出する。 ①補修内容の決定に際し、開削調査の結果も含めた現地の状況を反映しているかの確認を行い、その内容が設計の目的を達成できる補修内容となっているかの照査を行う。 ②設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
報告書作成	設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計図面・数量計算書・概算工事費・開削調査結果の取りまとめ等について作成を行う。
5 現地踏査	
現地踏査	架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。
6 打合せ	
打合せ	10打合せに示すとおり。
7 設計留意書の作成	
設計留意書の作成	予備設計を通じて得た着目点、留意点等について実施設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成する。

8 配置技術者の資格

(1)主任技術者

主任技術者は、契約図書に基づき本業務に関する技術上の管理を行なうものとする。また屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行なうとともに、本業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

(2)照査技術者

照査技術者は、設計図書に定める又は担当職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行なうとともに、照査技術者自身による照査を行なわなければならない。なお、主任技術者と照査技術者の兼任は不可とする。

(3)資格要件

主任技術者及び照査技術者は以下のいずれかの資格を有するものを配置しなければならない。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート）
- ・技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- ・RCCM（鋼構造及びコンクリート）

(4)業務履行体制及び保有資格の確認

業務計画書の履行体制に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。また、資格要件の確認を行うため保有資格を業務計画書に記載すること。

9 再委託の禁止

受託者は、本業務における主たる部分を再委託してはならない。主たる部分とは以下にあげるようなものをいう。

- (1)設計計画、業務遂行管理
- (2)現地踏査
- (3)調査、設計項目の選定等の技術的判断
- (4)報告書のとりまとめ

10 打合せ

- (1) 受託者は、業務上不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行うものとし、その時機を失して手戻りとならないように留意する。
- (2) 中間打合せ（対面）の回数は、以下のとおりとする。
ただし、中間打合せ（対面）の回数は、担当職員と協議の上変更できるものとする。
- (3) 業務の区切りは以下のとおりとする。
ア 業務着手時
イ 業務中間時（2回）
ウ 成果物納入時
- (4) 関係機関打合せ協議は、2回を見込むものとする。
- (5) 打合せは原則として主任技術者が立ち会うものとする。その際、主任技術者は、業務計画書に基づく業務工程等の管理状況等を報告しなければならない。
- (6) 打合せ場所は札幌市役所とする。

11 関係機関との協議資料作成

本業務における関係機関との協議にあたり必要な資料作成を行うこと。なお、関係機関は以下を見込んでいる。

No	関係機関
1	札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課
2	北海道札幌建設管理部事業課

12 成果品

以下の成果品を施設ごとにまとめ納品すること。これらを電子記憶媒体に保存したものを、2部ずつ提出すること。

- (1) みどり橋(60)及び(2)第一伏竜橋

No	内容	規格	詳細
1	設計報告書	PDF、オリジナル	基本検討業務成果を施設ごとに取りまとめること。
2	設計図面	A3、PDF、CAD(P21、DWG)	基本検討業務により作成した図面をまとめること。
3	概算工事費	PDF	検討にあたり算出した概算工事費の内訳書等金額の根拠をまとめたもの
4	関係機関との協議資料	PDF、オリジナル	関係機関との協議内容を整理したもの
5	その他	PDF等	業務で作成した資料及び担当職員が業務上必要と判断したもの。業務計画書、安全管理資料、交通規制、新技術等仕様計画書、状況写真など

(3) あいの里・福移跨線橋

No	内容	規格	詳細
1	設計報告書	PDF、オリジナル	基本検討業務成果を取りまとめること。
2	設計図面	A3、PDF、CAD(P21、DWG)	作成した図面をまとめること。
3	概算工事費	PDF	検討にあたり算出した概算工事費の内訳書等金額の根拠をまとめたもの
4	その他	PDF等	業務で作成した資料及び担当職員が業務上必要と判断したもの。業務計画書、安全管理資料、交通規制、新技術等仕様計画書、状況写真など

(4) 共通 ((1)～(3)に共通して格納すること。)

No	内容	規格	詳細
1	打合せ簿	PDF、オリジナル	打合せ簿及びその打合せで利用した資料

13 安全管理

(1) 保安施設

交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また交通誘導警備員の配備及び保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行い安全管理に努めること。

(2) 交通誘導警備員

市街地（人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に関わる現地踏査を行う場合には、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	検定合格証明書（写し）

ア 交通誘導警備員の配置に当たっては、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。

イ 交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を提出すること。

ウ 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

(http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyoku/koutu_keibi.html)

14 貸与資料

対象施設の点検・診断調書等の成果品や補修等図面を貸与する。また、貸与資料は履行期間中に返却すること。なお、その他業務に必要なものがあれば、担当職員と協議の上貸与する。

15 個人情報取扱

個人情報の取扱いについては、別添特記事項によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は、特記事項による個人情報の取扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

16 環境への配慮

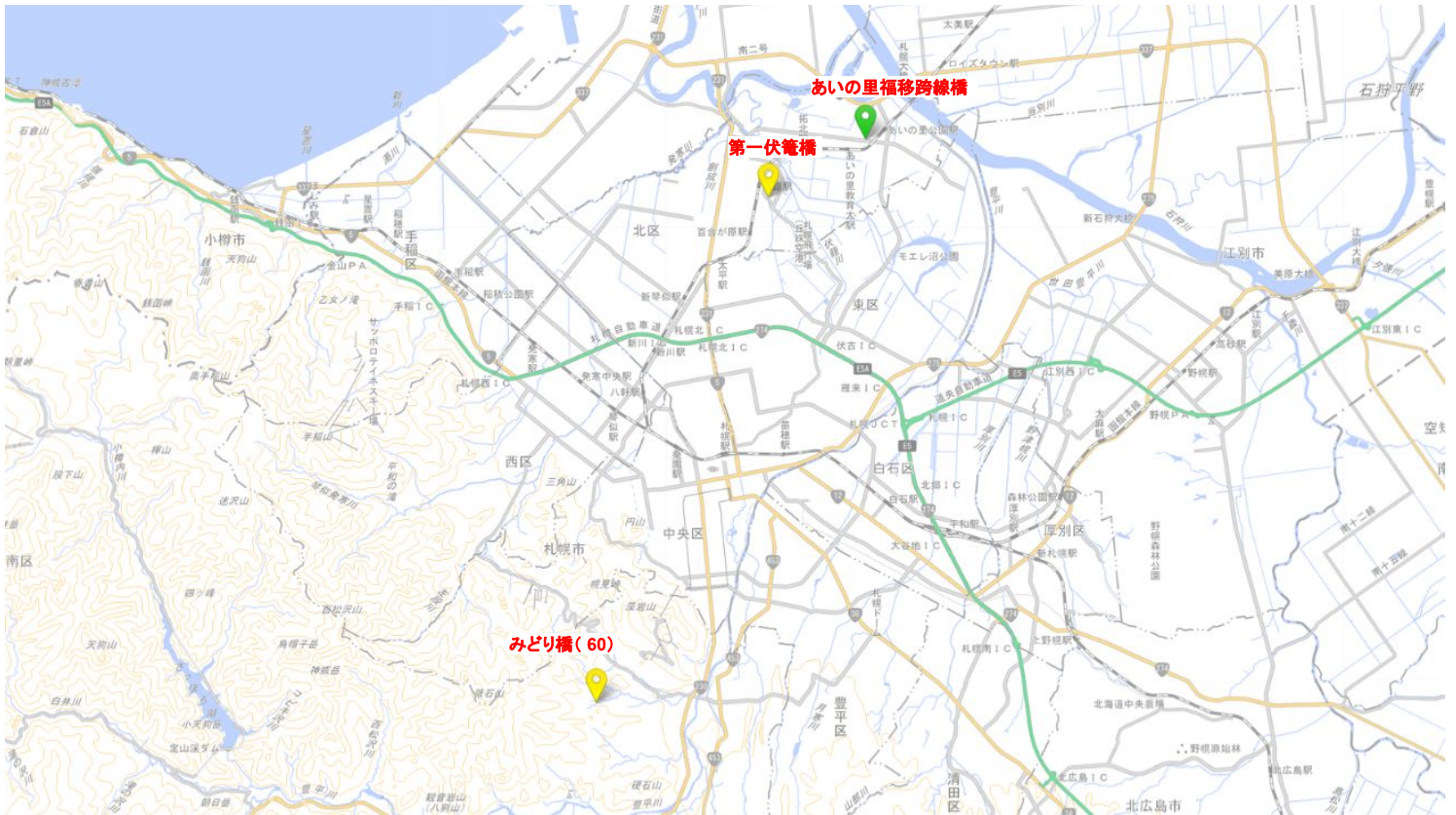
- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

17 留意事項

- (1) 現地踏査の結果を踏まえて、数量を精査し相違がある場合は、事前に担当職員と協議すること。
- (2) 本業務後、実施設計、工事等と順に進めていくこととなるが、補修の考え方については、札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドラインを基本としているため参考とすること。
- (3) 近年の技術の進歩を考慮し、各橋の措置に資すると考えられる工法等について、最新の知見を反映すること。
- (4) 橋梁本体以外（周辺照明設備、ロードヒーティング設備、橋梁前後アプローチ部の舗装・袖擁壁、護岸構造物、添架物件、投物防止柵等）についても、過年度の点検結果、現地踏査結果などを基に損傷が見られれば、補修の対象として検討すること。なお、対応の可否については、監督員と別途協議すること。
- (5) 現地踏査の結果、補修箇所以外で附属物が干渉している等改善した方が良い箇所が確認された場合は、監督員に報告し、成果に反映させること。
- (6) 受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。
- (7) その他本業務に疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

位置図(1/4)

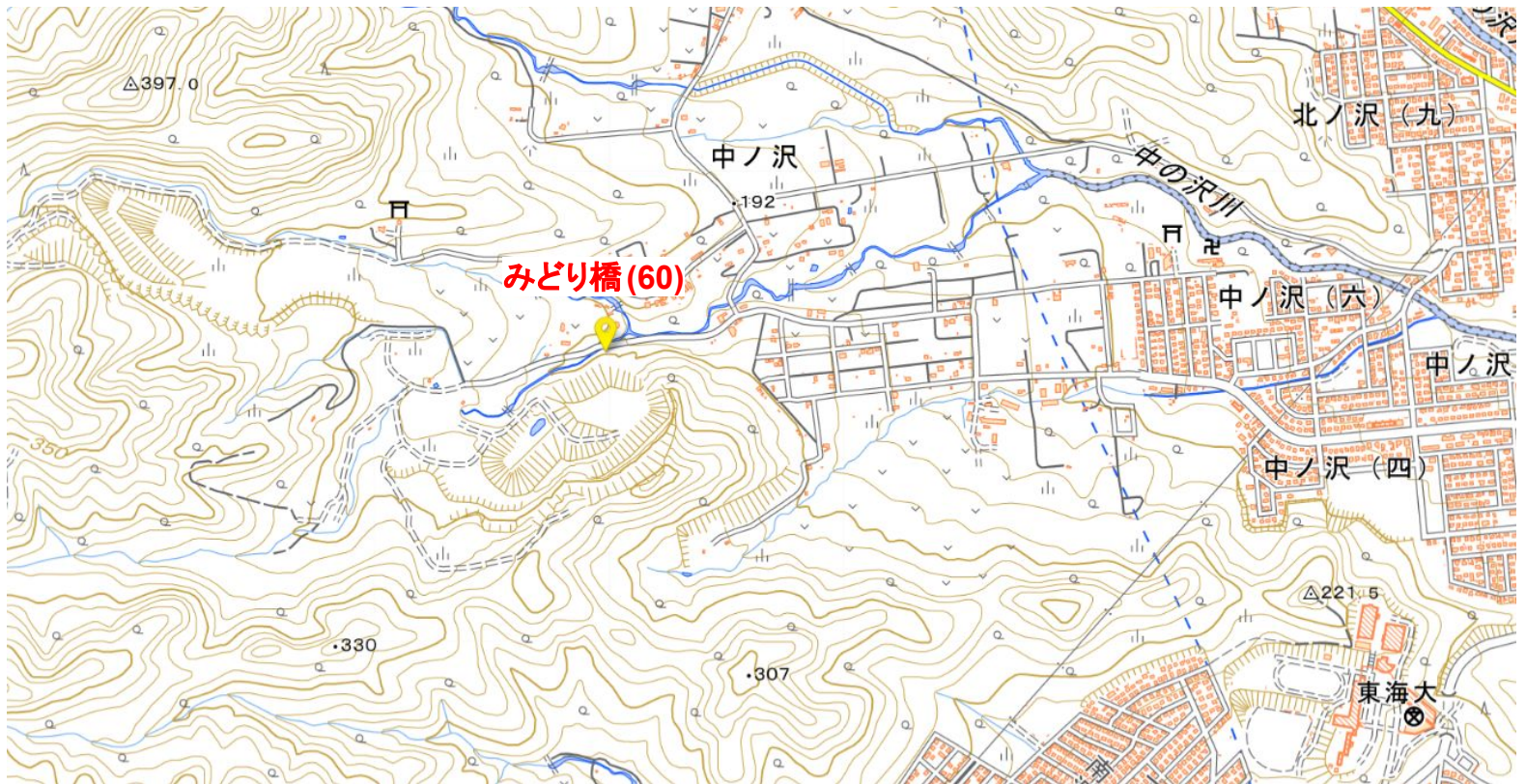
(別紙1)



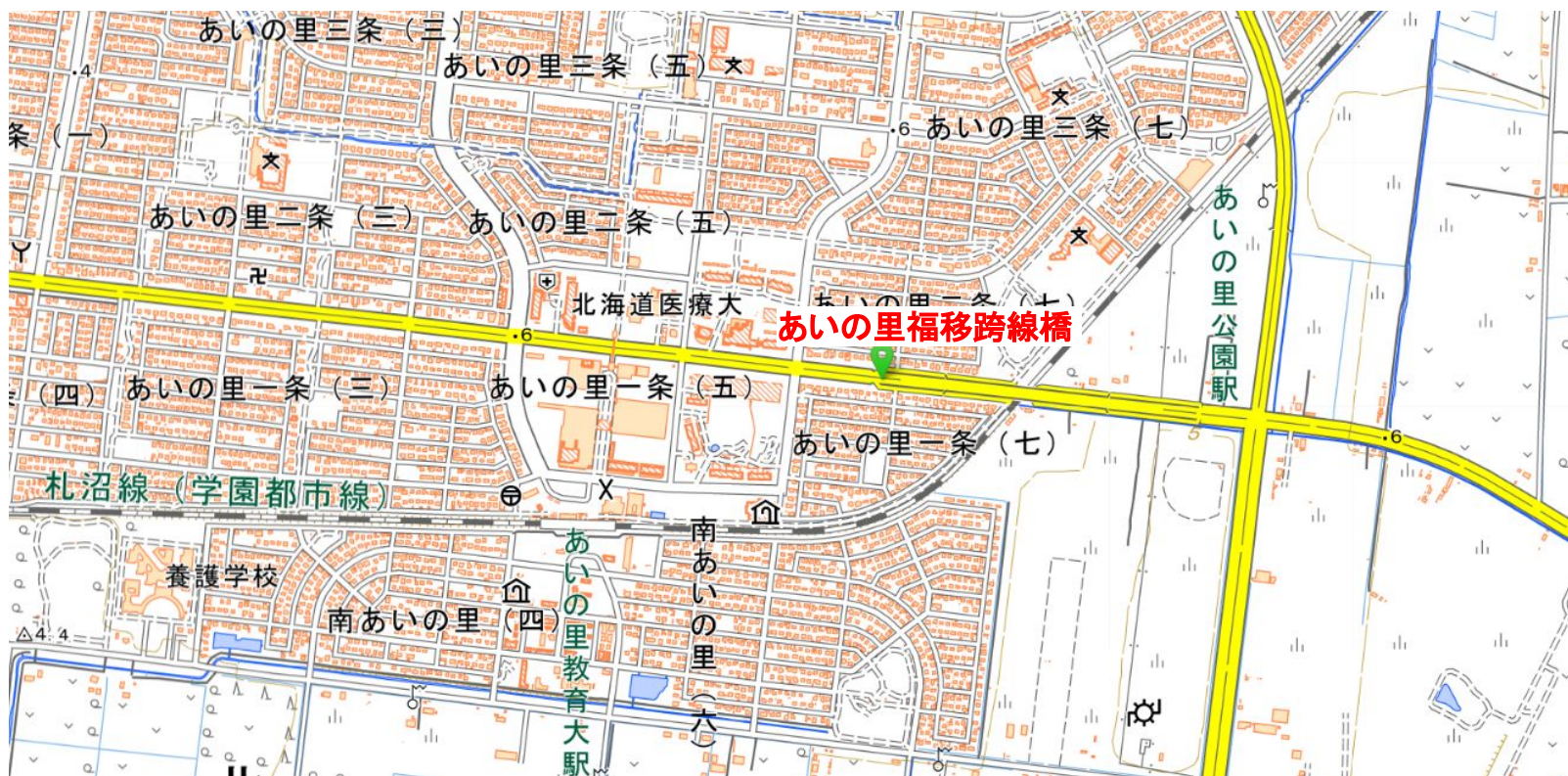
位置図(2/4)



位置図(3/4)



位置図(4/4)



令和8年度 対象施設一覧表

(別紙2)

No	施設諸元											直近の点検結果		措置履歴
	施設ID	グループ	管理区	施設名	フリガナ	路線名	架設年度	橋長(m)	幅員(m)	所在地	備考	年度	診断区分	
1	43.14103,141.36766	③	北区	第一伏籠橋	(ダイイチコバシ)	道道花畔札幌線	1968	16.4	6.5	北区篠路2条8丁目		R6	III	
2	42.99750,141.30056	④	南区	みどり橋(60)	(ミドリバシ)	市道中ノ沢線	1966	4.7	7.0	南区中ノ沢1812番地先		R5	III	R8
3	43.15753,141.40536	①	北区	あいの里・福移跨線橋(上)	(アイノサト・フキセシキョウ)	道道札幌北広島環状線	1993	485.3	11.0	北区あいの里2条7丁目32番先	跨線橋	R7	II	R6

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称：

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は ☐ 欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する ☐ 欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記 3 (2) において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の ☐ 欄にチェックしてください。

- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称 _____

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ _____ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者） _____

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	